

# 運 營 規 程

社会福祉法人 日昇会

# 運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人日昇会が設置経営する保育所型認定こども園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 認定こども園 ぽっぽ保育学院
- (2) 所在地 長崎県佐世保市大野町231-1

(施設の目的)

第2条 認定こども園 ぽっぽ保育学院（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(利用定員)

第3条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 法第19条第1項第1号の子ども（以下「1号認定子ども」という。） 15人
- (2) 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 45人
- (3) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。）のうち、  
満1歳以上の子ども 30人
- (4) 認定子どものうち、満1歳未満の子ども 15人

(運営の方針)

第4条 当園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- (2) 利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

- (4) 利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(特定教育・保育の内容)

第5条 当園は、法その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(1) 第9条に規定する時間において、特定教育・保育を提供する。

(2) 食事の提供

(3) その他教育・保育に係る行事等

(4) 各種事業の提供

- ① 一時預かり事業
- ② 延長保育事業
- ③ 障害児保育事業
- ④ 園バスによる送迎
- ⑤ 放課後保育事業

(保護者に対する子育て支援の内容)

第6条 当園における保護者に対する子育ての支援は、次のとおりとする。

(1) 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援するものとする。

(2) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。

(3) 保護者に対する子育ての支援において、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努める。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第7条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は、別表1のとおりとする。

(特定教育・保育の提供を行う日)

第8条 教育・保育を提供する日は、次のとおりとする。

(1) 1号認定子ども

A. 学期 1年を次の3学期に分ける。

- ① 1学期 4月1日から8月31日まで
- ② 2学期 9月1日から12月31日まで
- ③ 3学期 1月1日から3月31日まで

B. 休園日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日

C. 休業日

- ① 夏季休業 7月21日頃から8月31日頃
- ② 冬季休業 12月25日頃から 1月7日頃
- ③ 春季休業 3月25日頃から 4月5日頃

(2) 2認定子ども及び3号認定子ども

月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。

(3) 前号の規定（(1)、(2)）に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

- ① 前号の規定（(1)、(2)）に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。
- ② 非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第9条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間認定に係る教育・保育時間は、9時00分から14時00分とする。

ただし、7時00分から19時までの範囲内で一時預かりを実施する。

(2) 保育標準時間認定に係る教育・保育時間（11時間）は、7時00分から18時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、19時00分までの範囲内で必要に応じ時間外保育を実施する。

- (3) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、9時00分から17時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。ただし、7時00分から9時00分まで及び17時00分から19時00分までの範囲内で、必要に応じ時間外保育を実施する。
- 2 当園の開所時間は、次のとおりとする。
  - (1) 月曜日から金曜日 7時00分から19時00分
  - (2) 土曜日 7時00分から18時00分
- 3 当園は、保育認定子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。
- 4 当園は、教育標準時間認定子どもが、やむを得ない理由により、教育時間の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において預かり保育を実施することとする。

（利用者負担その他の費用の種類）

- 第10条 当園は、佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第25号）第13条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。
- 2 当園においては、佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表2に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
  - 3 当園は、佐世保市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、別表3に掲げる実費を徴収する。
  - 4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表4に掲げる費用を徴収する。
  - 5 当園は、預かり保育の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として別表5に掲げる費用を徴収する。

（利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項）

- 第11条 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認し、同意を得る。
- 2 当園は、1号認定こどもの利用定員を上回る利用の申し込みがあった場合は、原則、抽選により公正な選考を行うものとし、選考を行うにあたっては、当該選考方法をあらかじめ保護者に明示するものとする。ただし、園長が特別の事情があると

判断した場合はこの限りではない。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。
- (2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。
- (3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
- (5) 支給認定保護者に関する市の通知に係る記録

(緊急時における対応方法)

第 12 条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、直ちに佐世保市及び関係町、入所児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 入所児童に対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 13 条 当園は、自然災害、火災、その他の防災対策について計画的な防災訓練と非常災害に備えて、消防計画等を作成し、計画的な防災訓練と設備改善を図ることとする。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月 1 回行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 当園は、入所児童の人権の擁護、虐待の防止を図るため、虐待防止に関する責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修等の実施を行うものとする。

(健康管理)

第 15 条 当園は、入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断を実施し、記録等の整備を行い、適正に管理するものとする。

2 職員の健康診断は年 1 回以上、調理員等給食関係者の検便は毎月実施するものとする。なお、調乳を行う保育士にあっても、毎月検便を実施するものとする。

(保護者との連絡)

第 16 条 入所児童の行動や生活、健康状態等について、常に保護者との連絡を図り相互の緊密な意思疎通を図るよう努めるものとする。

(地域との交流)

第 17 条 当園は、常に地域との交流に努め、保育園に対する理解と協力を得ることにより、入所児童が社会の一員として健全に育成されるよう努めるものとする。

(秘密保持)

第 18 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第 19 条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第 20 条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 支給認定保護者に関する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、当園の管理に必要な事項は、施設長がその都度定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。



別表 1 (職員の職種、員数及び職務の内容)

令和元年 10月1日現在

職種	員数	職務内容
園長	1	所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令を遵守させるための必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務をつかさどる。
副園長	1以上	園長を助け、園務を整理し、必要に応じ利用児童の教育・保育をつかさどる。
主任保育士	1以上	園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに利用児童の教育・保育をつかさどる。
(副)主任保育士	1以上	主任保育士を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに利用児童の教育・保育をつかさどる。
保育士	20以上	利用児童の教育・保育をつかさどる。
看護師	1以上	乳幼児の健康管理、保健指導等を行う。
栄養士	1以上	利用児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
調理員	1以上	給食・おやつの調理及び調理室の衛生管理を務める。
事務職員	1以上	経理及び庶務等の事務全般を行う。
用務員	1以上	利用児童の送迎バスの安全運転及び園庭掃除等を行う。

別表 2 (特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用)

項 目	内 容 (負担を求める理由、目的)	1号認定	2号認定	3号認定
		金 額	金 額	金 額
特定負担額	入園準備金	2,000 円/回	0 円	0 円

別表 3 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項 目	内 容 (負担を求める理由、目的)	1号認定	2号認定	3号認定
		金 額	金 額	金 額
給食費	給食費	副食費	4,500 円	0 円
		主食費	500 円	
バス代	1人利用の場合	2,500 円	2,500 円	2,500 円
	兄弟の場合 (一人あたり)	2,000 円	2,000 円	2,000 円
お泊まり会代	お泊まり会代	1,500 円	1,500 円	
卒園アルバム代	園生活思い出記念写真等	7,000 円	7,000 円	
地域子育て支援センター	地域の子ども達への子育て支援	必要に応じ	左同じ	左同じ

別表 4 (延長保育に係る費用)

項 目	内 容 (負担を求める理由、目的)	1号認定	2号認定	3号認定
		金 額	金 額	金 額
延長保育料	職員残業手当		100 円/30 分	100 円/30 分

別表 5 (預かりに係る費用)

項 目	内 容 (負担を求める理由、目的)	1号認定	2号認定	3号認定
		金 額	金 額	金 額
一時預かり	在園児以外(子育てサポート)		3,000 円	3,000 円
夏季保育料	在園児 (子育てサポート)	平日	14:00~19:00 100 円/時間	
冬季保育料				
春季保育料		土曜	7:00~14:00 定額 450 円 14:00~18:00 100 円/時間	